

薬生衛発1027第1号
平成29年10月27日

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長
(公印省略)

建築物における給水及び排水に関する設備の誤接合の防止について

今般、東京都の下水道施設において、下水の三次処理水が配水管内に逆流し、周辺の住宅の給水栓から臭気のある水が流れ出るという事故が発生した。原因を調査した結果、水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第2項の規定による指定給水装置工事事業者でない者により、三次処理水配管を給水管に直結する工事が平成24年に無届けで行われていたことが判明した。本件を受け、別添1のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長から、各都道府県、市及び特別区の水道行政担当部（局）担当者並びに厚生労働大臣認可水道事業者に対し、給水装置工事における誤接合防止の徹底について通知がなされたところである。

本件については、下水道施設で発生した事案であり、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）の対象である、多数の者が使用し、又は利用する建築物（以下「特定建築物等」という。）において発生した事案ではないが、特定建築物等の雑用水に係る給水に関する設備又は排水に関する設備と水道の給水装置との誤接合、特定建築物等内の給水に関する設備と排水に関する設備との誤接合等により、周辺の住宅の給水栓、当該建築物内の給水栓等において、同様な事案が発生するおそれがあると考えられる。

については、特定建築物等の所有者、占有者その他の者で建築物の維持管理について権原を有する者、建築物における衛生的環境の確保に関する事業者その他の関係者に対し、特定建築物等の維持管理にあたり、下記事項に留意するよう周知をお願いする。

なお、別添2のとおり、関係団体の長に対して、別途通知していることを申し添える。

記

- 1 特定建築物等の雑用水に係る給水に関する設備又は排水に関する設備と水道の給水装置との誤接合について
 - (1) 給水装置に給水装置以外の設備を直接連結してはならないとされていること。
 - (2) 給水装置の改造は、水道事業者への届出が必要であるとされていること。
 - (3) 給水装置工事は、水道法第16条の2第1項の指定を有する、当該工事の施行に係る資質の担保された指定給水装置工事事業者により適切に行われなけれ

ばならないこととされていること。

2 特定建築物等内の給水に関する設備と排水に関する設備との誤接合について

(1) 飲料水の配管設備とその他の配管設備とは、直接連結させないこととされていること（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第2項第1号関係）。

(2) 排水再利用配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならないとされていること（建築基準法施行令第129条の2の5第3項第5号並びに建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件（昭和50年建設省告示第1597号）第二第六号関係）。

ア 他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と兼用しないこと。

イ 排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。

ウ 洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。

エ 水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。

オ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。

【参考】

東京都水道局ホームページ

<https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/press/h29/press170912-01.html>

東京都下水道局ホームページ

http://www.gesui.metro.tokyo.jp/news/2017/0912_2669.html